岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第78号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則(令和3年岩手県規則第80号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(賦課徴収に係る書類の様式等)			(賦課徴収に係る書類の様式等)		
第34条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄		に第	第34条 次の表の左欄に掲げる法令の規定に係る同表の右欄に		
掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。			掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。		
条 項	書類		条 項	書類	
[略]			[略]		
9 法 <u>第11条の9第3項</u>	[略]		9 法 <u>第11条の10第3項</u>	[略]	
10 政令第6条の2の2	[略]		10 政令第6条の2の3	[略]	
11 政令 <u>第6条の2の3</u> (政	[略]		11 政令 <u>第6条の2の4</u> (政	[略]	
令第6条の7第4項におい			令第6条の7第4項におい		
て準用する場合を含む。)			て準用する場合を含む。)		
[略]			[略]		
2~15 [略]		2	2~15 [略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。